

令和7年度 介護関連各種助成金のご案内



令和7年度版

●助成金72コース中⇒10コース抜粋版



(公財) 介護労働安定センター
秋田支部

※本内容は、令和7年4月1日現在の内容となっております。

各助成金の詳細な支給要件、最新の内容については、労働局、ハローワーク（最終ページ参照）へお問い合わせください。

各雇用関係助成金の共通となる要件について

受給できる事業主

○雇用関係助成金の受給対象となる事業主(事業主団体を含む)は、各助成金の「対象となる事業主」要件を満たすほか、以下1～3の要件をすべて満たす必要があります

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること(支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること)
- 2 申請期間内に申請を行うこと
- 3 支給のための審査に協力すること
 - (1)支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - (2)支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - (3)管轄労働局等の実地調査を受け入れること など

○労働条件等関係助成金の受給対象となる事業主は、

- 1 主に中小企業事業主(14P参照)を対象としていること
- 2 助成金により支給時期が異なること。国の予算額に制約あり、申請期間中に受付を締め切る場合があること。

介護事業所向け各種助成金のご案内



※赤文字が新規・変更分

① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

※助成金の詳細は、厚生労働省
ホームページをご確認ください。
2次元コード⇒



○障害者や高年齢者(60歳以上)、母子家庭の母等などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成します。(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。

【受給手続】支給申請：それぞれの支給対象期の末日の翌日から2か月以内

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期毎
労働時間以外	① ②・③を除く者	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
	② 重度障害者等を除く 身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
	③ 重度障害者等 または45歳以上	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)	40万円×6期 (33万円×3期)※2
労働時間 ※1	④ ⑤を除く者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円×2期 (15万円×2期)
	⑤ 重度障害者等を含む 身体・知的・精神障害者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

(※1)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満 (※2)第3期は34万円 ※表内の()は中小企業以外

●その他「発達障害者・難治性疾病患者雇用開発コース」、「生活保護受給者等雇用開発コース」、「成長分野等人材確保・育成コース」、などがあります。

②特定求職者雇用開発助成金（中高年齢層安定雇用支援コース）

※助成金の詳細は、
厚生労働省HPを
ご確認ください。
2次元コード⇒



いわゆる就職氷河期世代を含む中高年齢層のうち正規雇用の機会を逸したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な方を、正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇入れた事業主が助成対象となります。

【支給要件】

雇入れ日において次の①～⑤のいずれにも該当している方

- ①35歳から60歳未満の方
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間※を通算した期間が1年以下であること。

※自営業者等、助成金の主旨に合致しないと考えられる者は、この要件を満たしていた場合であっても助成対象外

- ③雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ④紹介日時点で失業の状態の方または非正規労働者など安定した職業に就いていない方でなおかつ、ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ⑤正規労働者として雇用されることを希望している方

【支給額】

60万円（中手企業以外50万円）支払方法30万円（25万円）×2期



③ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

※助成金の詳細は、厚生労働省
ホームページをご確認ください。
2次元コード⇒



○職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者(※)を
ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間
試行雇用する事業主が助成対象となります。

(※)次の①～⑤のいずれかに該当する者

- ①2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者、②離職している期間が1年を超えている者、
- ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの、④60歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者、⑤就職支援に当たって特別の配慮を要する者(生活保護受給者、母子家庭の母等)

【支給手続】

- (1)計画書の提出:トライアル雇用開始日から2週間以内
- (2)支給申請:トライアル雇用終了日の翌日から起算し2か月以内

【支給額】

- ・1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)
- ・対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合月額最大5万円(最長3か月間)

※一般トライアルコースの他に【障害者トライアルコース】【障害者短時間トライアルコース】
【若年・女性建設労働者トライアルコース】もあります。なお、対象者要件及び支給額は
異なります。

④人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

※助成金の詳細は、
厚生労働省HPを
ご確認ください。
2次元コード



- ①雇用管理制度（賃金規定・諸手当・人事評価・職場活性化・健康づくりの各制度）又は
- ②業務負担軽減機器等の導入を通じて、従業員の離職率低下に取り組む場合に助成対象。

【支給要件】～制度導入後の離職率低下の目標などを達成した場合に助成

- 雇用管理制度等整備計画書を作成し計画開始6カ月前から1カ月前までに提出（認定申請）
- 雇用管理制度等導入期間（計画期間3カ月～1年以内）
- 支給申請～評価時離職率算定期間の末日の翌日から2カ月以内
- 離職率の判定～認定申請日の12か月前の月の初日から認定申請日の前月末日までの期間と計画期間終了日の翌日から12か月経過する日までの期間の離職率を比較して判定。詳細は別途（雇用保険一般被保険者数で算定。同一の事業主が設置する全ての適用事業所の被保険者数が対象となることに注意）整備計画の開始日までに**雇用管理責任者**を選任し従業員へ周知することが必要。



【支給額】

- ①雇用管理制度導入：※＜ ＞内は賃金要件に該当した場合

○賃金規定・諸手当・人事評価各40万円＜50万円＞

○職場活性化・健康づくり 各20万円＜25万円＞

上限80万円～

- ②業務負担軽減機器等の導入：※＜ ＞内は賃金要件に該当した場合

①対象経費の1/2 ＜62.5/100＞（上限150万円＜187.5万円＞）

- 購入及びリース・ライセンス契約（3年以上）も可。パソコン、タブレット・スマホ、ネットワーク環境は不可。

併給調整～県の介護テクノロジー補助金も申請し、両方可となった場合はどちらか一方の選択が必要。⁶

⑤人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

※助成金の詳細は、
厚生労働省HPを
ご確認ください。
2次元コード⇒



○外国人特有の諸事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化、翻訳機器の導入等）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む場合に助成対象となります。

【支給要件】～就労環境整備措置実施日の翌日から6か月経過までの間の外国人労働者の離職率が15%以下であること

- 就労環境整備計画書を作成し計画期間の初日から1か月前の日までに提出（認定申請）
- 就労環境整備措置の導入・実施（計画期間3カ月～1年以内）
- 支給申請～就労環境整備措置実施日から6か月経過した翌日から2か月以内
- 離職率の判定～就労環境整備措置の実施日の翌日から起算して6か月を経過するまでの間の外国人労働者の離職者数を整備措置の実施日の翌日の外国人労働者数で除して判定（雇用保険一般被保険者数で算定。同一の事業主が設置する全ての適用事業所の被保険者数が対象となることに注意）。ただし、措置の実施日の翌日の外国人労働者が2人～10人の場合は外国人離職者が1人以下であること。

※就労環境整備措置

必須メニュー：①雇用労務責任者の選任（就労環境整備計画期間に1回以上の面談）
：②就業規則等の多言語化及び外国人労働者への周知

選択メニュー③苦情・相談体制の整備④一時帰国のための休暇制度の整備⑤社内マニュアル等の多言語化

【支給額】①～⑤各20万円（上限80万円）①、②必須。③～⑤いずれかの導入必須

【対象となる経費】

※就労環境整備措置に係る業務を外部機関等に委託する場合には、①その契約・委託が就労環境整備計画書の提出日以降であること、②経費の支払いが就労環境整備計画期間中に行われていることが必要。【例：通訳費、翻訳機器導入費（雇用労務責任者と外国人労働者の面談に必要な翻訳機）、翻訳料（社内マニュアル、標識類等経費）弁護士・社労士への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料限定）、社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）】

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

※助成金の最新版パンフレットは
こちら⇒

○有期雇用労働者等を正社員化(※)した事業主が助成対象となります。(就業規則変更または労働協約必要)。※正社員には「多様な正社員(勤務地限定、短時間正社員)」を含む

(1)支給額

【重点支援対象者(※)の場合】

- ①【有期→正規】1人あたり80万円(中小企業以外60万円)
- ②【無期→正規】1人あたり40万円(中小企業以外30万円)

※ a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者、b.雇入れから3年未満で、次のア、イいずれにも該当する有期雇用労働者。ア. 過去5年間で正規雇用期間が1年以下、イ. 過去1年間で正規雇用されていない者。C. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者。

【重点支援対象者以外の場合】

- ①【有期→正規】1人あたり40万円(中小企業以外30万円)
- ②【無期→正規】1人あたり20万円(中小企業以外15万円)

(2)加算額

- ・通常の正社員への転換制度又は直接雇用制度を新たに規定し、転換等した場合～1事業所あたり20万円(中小企業以外15万円)加算
- ・勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、転換等した場合～1事業所あたり40万円(中小企業以外30万円)加算

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

※助成金の最新版パンフレットはこちらから⇒



- ①10時間以上のOff-JT、②中核人材育成のためのOJTとOff-JTを組合せた6か月以上、
③有期契約者の正社員転換のためのOJTとOff-JTを組合せた2か月以上の訓練を行った事業主が助成対象となります。

【支給要件】上記①～③訓練を開始するにあたり、事前に次のA～Cの訓練計画等を準備する必要があります。（いずれも厚労省ホームページからダウンロードできます。）

A.事業内職業能力開発計画、B.職業訓練実施計画届、C.職業能力開発推進者の選任

【支給手続】

(1)計画届提出：訓練開始日から1カ月前まで

(2)支給申請：訓練終了日の翌日から起算し2カ月以内 ※上乗せ分〈 〉

【賃金助成】①～③ 1時間あたり800円※〈200円〉（中小企業以外400円）※〈100円〉

【経費助成】① 正規雇用：実費相当額の45% ※〈15%〉（中小企業以外30%）※〈15%〉
非正規雇用：実費相当額の70% ※〈15%〉

②の場合：実費相当額の45% ※〈15%〉（中小企業以外30%）※〈15%〉

③の場合で正社員化：実費相当額の75% ※〈+25%〉

【OJT実施(定額)助成】

②の場合：1人1訓練当たり20万円※〈5万円〉（中小企業以外11万円）※〈3万円〉

③の場合：1人1訓練当たり10万円※〈3万円〉（中小企業以外9万円）※〈3万円〉

【賃金要件等加算助成〈※〉】※訓練修了後、賃金5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定し、当該手当を支払い、賃金が3%以上上昇している場合に助成率等を加算。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）①

※助成金の最新版パンフレットは
こちらから⇒



- ①(1)高度デジタル人材育成訓練(2)大学院での成長分野等人材訓練、②IT分野未経験者に対するOJTとOff-JTを組合せた6か月以上の訓練、③定額制訓練(サブスクリプション:通信型訓練等)
④労働者の自発的な訓練(事業主が訓練経費負担)、⑤長期教育訓練休暇制度(30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主が助成対象)。

【受給要件】上記①～⑤訓練を開始するにあたり、事前に次のA～Cの訓練計画等を準備する必要があります。(いずれも厚労省ホームページからダウンロードできます。)

A.事業内職業能力開発計画、B①～④.職業訓練実施計画届(⑤長期教育訓練休暇制度導入・適用計画届)、C.職業能力開発推進者の選任

【受給手続：上記①～④の場合】

(1)計画届提出：訓練開始日から1カ月前まで

(2)支給申請：訓練終了日の翌日から起算し2カ月以内

【経費助成及び賃金助成】※上乘せ分〈 〉 * ()内は中小企業以外の助成率、助成額

①<経費助成>(1)実費相当額の75% (60%)

(2)実費相当額の75%

<賃金助成>(1)1人 1時間あたり1,000円(500円)

(2)1人 1時間あたり1,000円(国内の大学院での訓練のみ対象)

②<経費助成>実費相当額の60% ※〈15%〉(45% ※〈15%〉)

<賃金助成>1人 1時間あたり800円 ※〈200円〉(400円 ※〈100円〉)

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）②

※助成金の最新版パンフレットは人材開発支援助成金（人への投資促進コース）該当ページ10ページの2次元コードからご確認ください。

①(1)高度デジタル人材育成訓練(2)大学院での成長分野等人材訓練、②IT分野未経験者に対するOJTとOff-JTを組合せた6か月以上の訓練、③定額制訓練(サブスクリプション:通信型訓練等)、④労働者の自発的な訓練(事業主が訓練経費負担)、⑤長期教育訓練休暇制度(30日以上)の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主が助成対象)。

※上乗せ分〈 〉 *以下の()内は中小企業以外の助成率、助成額

②(続き) [OJT実施(定額)助成]1人1訓練当たり20万円 ※〈5万〉(11万円 ※〈3万円〉)

③ <経費助成>実費相当額の60% ※〈15%〉(45% ※〈15%〉)

④労働者の自発的な訓練(事業主が訓練経費負担) <経費助成>実費相当額の45% ※〈15%〉

⑤長期教育訓練休暇制度

<制度導入助成> 20万円 ※〈4万円〉

<賃金助成>1時間あたり1,000円 ※〈200円〉(800円 ※〈200円〉)

[有給の休暇を取得させた場合のみ対象]

【受給手続：⑤の場合】

(1)計画届提出:計画期間の初日から起算して6カ月以内～1カ月前まで

(2)支給申請:支給要件を満たす休暇の最終取得日の翌日から2カ月以内

【賃金要件等加算助成〈※〉】9ページ参照

⑨業務改善助成金

※この助成金は労働条件等関係助成金のご案内となります。

○事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業事業主に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

※助成金の詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。
2次元コード



【対象事業者・申請の単位】

- ・中小企業・小規模事業者(大企業と密接な関係を有する企業【みなし大企業】でないこと)
- ・事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



【助成率、一般・特例事業者】(対象:すべての労働者)

●助成率(引き上げる労働者数、事業場規模により、上限額が異なります。)

○事業場内最賃1,000円未満⇒4/5 1,000円以上⇒3/4

上限額:30円コース→30万～130万、45円コース→45万～180万、60円コース→60万～300万、90円コース→90万～600万

●事業者区分 一般～特例事業者以外 :特例事業者～①事業場内最賃が1000円未満

②原材料費高騰等、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3カ月のうち任意の1カ月間の利益率が前年同月に比べ3%以上低下している事業者

※令和7年度「業務改善助成金」のご案内
2次元コード

【助成対象経費の特例】

特例事業者のうち②物価高騰等要件に該当する場合は、通常、助成対象外のパソコンやスマホ、タブレットや定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車も対象



【助成金支給の流れ】①交付申請(交付申請書、事業実施計画書 →交付決定→事業の実施)

②事業実施報告(事業実績報告と助成金支給申請書提出→支給決定されると助成金支給)

※注意事項～交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成対象となりません。

エイジフレンドリー補助金

※補助金の詳細は、
厚生労働省HPを
ご確認ください。
2次元コード⇒



○中小企業事業者(1年以上事業実施)による60歳以上の高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部が補助対象となります。

【1. 総合対策コース】 (対象:60歳以上の労働者1名以上就労、高年齢労働者が従事)

- ・労働安全衛生専門家によるリスクアセスメントに要する経費
- ・リスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労災防止対策経費(機器等の導入、工事の施工等)

● 補助率4/5または100万円(いずれかの低い方の額)

【2. 職場環境改善コース】 (対象:60歳以上の労働者1名以上就労、高年齢労働者が従事)

- ・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労災防止対策経費(機器等の導入。工事の施工等)※熱中症予防対策プランもあり

● 補助率1/2または100万円(いずれかの低い方の額)

【3. 転倒防止や腰痛予防のための運動指導コース】 (対象:労災適用労働者1名以上が従事)

- ・労働者の転倒災害防止・腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する費用(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)

● 補助率3/4または100万円(いずれかの低い方の額)

【4. コラボヘルスコース】 (対象:労災適用労働者1名以上が従事)

- ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用

● 補助率3/4または30万円(いずれかの低い方の額)

【補助金申請受付期間】 令和7年5月15日～令和7年10月31日(予算額達成まで)

※「エイジフレンドリー補助金」のご案内
2次元コード⇒



受給できない事業主

※その他の「雇用関係助成金」については、厚生労働省HPに掲載されたパンフレットも参考にしてください。⇒⇒⇒



○以下のいずれかに該当する事業主(事業主団体を含む)は、全ての雇用関係助成金を受給することができません。

- 不正受給による不支給決定又は支給決定取り消し日から、5年を経過していない事業主(平成31年3月31日以前の支給申請は3年。また、5年経過している場合でも、返還金等請求金未納付の場合、納付日まで申請できません。)
- 他の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等(不支給決定日又は支給決定取消日から5年経過していない者)がいる事業主
- 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反があった事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 事業主又は事業主の役員等が暴力団と関わりのある事業主。事業主又は事業主の役員等が破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している事業主
- 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 労働局長が審査に必要な事項について確認を行う際に協力すること、助成金の不正受給を行った場合に、労働局が事業主名等を公表すること、不正受給を行った場合に労働局から請求される金額を返還することについて、承認していない事業主

- 「役員等一覧」を提出していない事業主
- 厚生労働省が定める助成金の支給要領に従うことを承諾していない事業主
- 支給申請書等に事実と異なる記載または証明を行った事業主
- ※ また、このほかに各助成金の個別の要件を満たさない場合も受給できません。

中小企業事業者等の範囲	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店含む)	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

なお、社会保険労務士、代理人、訓練実施者に関する要件もありますので、ご確認ください。

「雇用関係助成金制度」の詳細、申請についてご不明な点は、秋田労働局職業安定部職業対策課・訓練課または、最寄りのハローワークへお問い合わせください。



秋田労働局職業対策課 又は訓練課	秋田市山王 3-1-7 東カンビル 5階	018-883-0010
ハローワーク秋田	秋田市茨島一丁目 12-16	018-864-4111
ハローワーク能代	能代市緑町 5-29	0185-54-7311
ハローワーク大館	大館市清水一丁目 5-20	0186-42-2531
ハローワーク大曲	大仙市大曲住吉町 33-3	0187-63-0335
ハローワーク本荘	由利本荘市石脇字田尻野 18-1	0184-22-3421
ハローワーク横手	横手市旭川一丁目 2-26	0182-32-1165
ハローワーク湯沢	湯沢市清水町四丁目 4-3	0183-73-6117
ハローワーク鹿角	鹿角市花輪字荒田 82-4	0186-23-2173

「労働条件等関係助成金」の詳細、申請についてご不明な点は、「業務改善助成金」は秋田労働局雇用環境・均等室（018-862-6684）へ、「エイジフレンドリー補助金」は労働基準部健康安全課（018-862-6683）（どちらも所在地は：秋田市山王7-1-3）へお問い合わせください。



公益財団法人 介護労働安定センター秋田支部

〒010-1412 秋田市御所野下堤5-1-1 秋田県中央地区老人福祉総合エリア内

TEL 018-853-5177 Fax 018-853-5178

